

著作権法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 趣旨

本政令は、著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）の施行に伴う著作権法（昭和45年法律第48号）第104条の22第1項の規定に基づき、指定補償金管理機関が著作物等保護利用円滑化事業のために支出すべき額の算出方法を定めるもの。

2. 概要

著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定制度（以下「現行裁定制度」という。）の補償金及び担保金並びに未管理公表著作物等の利用に関する裁定制度（以下「未管理著作物裁定制度」という。）の補償金を指定補償金管理機関が収受することとなるところ、指定補償金管理機関が著作物等保護利用円滑化事業のために支出すべき額は、当該事業年度に係る補償金等残余额（当該事業年度の前年度に指定補償金管理機関が収受した補償金等の総額から著作権者及び著作隣接権者に支払った額等を控除した額をいう。以下同じ。）から次に掲げる額を控除し、その控除後の額に補償金管理業務の事務費として3割を上限として文部科学省令で定める割合を乗じた額を当該控除後の額から控除して算出するものとする。

- 一 補償金等残余额のうち現行裁定制度に係る部分に $1/100$ から $10/100$ までの範囲内で文部科学省令で定める割合を乗じた額
- 二 補償金等残余额のうち未管理著作物裁定制度に係る部分に $10/100$ から $30/100$ までの範囲内で文部科学省令で定める割合を乗じた額

3. 施行期日

著作権法の一部を改正する法律の施行の日（令和8年4月1日）